

●香川県監査委員告示第1号

包括外部監査人後藤英之が実施する監査の事務を地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第1項の規定により次の者に補助させることについて、監査委員と包括外部監査人後藤英之との間で協議が調ったので、同条第2項の規定により、告示する。

平成30年6月1日

香川県監査委員 三 谷 和 夫
同 大 西 均
同 香 川 芳 文
同 森 裕 行

補助者の氏名	住 所	補助できる期間
野村 幸太郎	高松市片原町11番地1むうぶ片原町1106号	平成30年6月1日から 平成31年3月31日まで
高橋 大貴	高松市太田上町1036番地2サウスフォレスト203	
山本 慎也	高松市木太町1545番地1ル・ソレイユ203	
藤川 瑛花	観音寺市大野原町萩原1945番地5	
渡辺 真二	高松市浜ノ町53番24-903号ロイヤルガーデン高松 駅西オーシャンビュー壱番館	